

日時：平成 24 年 1 月 26 日

於：富山県庁 4 階大会議室

第 26 回富山県地方港湾審議会議事録

富山県土木部港湾課

第26回富山県地方港湾審議会 議事録

- 1 日時 平成24年1月26日(木) 13:30~14:10
 2 場所 富山県庁4階大会議室
 3 内容 伏木富山港港湾計画の「軽易な変更」及び「一部変更」
 4 委員出席者 19名

区分	氏名	役職名
学識経験のある者 7名	◎ 三橋 郁雄 雨宮 洋司 欠 大久保 敦 尾久 彩子 石黒 厚子 欠 山本 暁子 三好 永貢子	(財)環日本海経済研究所(ERINA)特別研究員 富山高等専門学校名誉教授 日本貿易振興機構富山貿易情報センター所長 ㈱景観デザインLeafs代表取締役 (財)北陸経済研究所主任研究員 富山県消費者協会常任理事 高岡市商工会議所女性会副会長
港湾関係者 7名	針山 健二 宝田 豊尚 金尾 雅行 藤森 剛 欠 魚崎 忠雄 熊谷 勝明 内島 正義	伏木海陸運送㈱社長 日本通運㈱富山港支店長 富山港湾運送㈱社長 伏木水先区水先人会会長 富山県漁業協同組合連合会代表理事会長 全日本海員組合北陸支部長 全日本港湾労働組合日本海地方伏木支部執行委員長
関係市町村の長 4名	代 森 雅志 代 高橋 正樹 代 夏野 元志 代 澤崎 義敬	富山市長 高岡市長 射水市長 魚津市長
国の地方行政機関 の職員 4名	代 吉村 宗一 代 前川 秀和 代 最勝寺 潔 井上 雅英	財務省大阪税関長 国土交通省北陸地方整備局長 国土交通省北陸信越運輸局長 海上保安庁第九管区海上保安本部伏木海上保安部長

◎は会長、代は代理出席、欠は欠席

- 5 事務局 佐伯土木部次長
 港湾課：大野課長、宮田主幹、楠課長補佐(司会)、吉岡課長補佐 ほか

6 審議経過

開会
(司会)

それでは、ただ今から第26回富山県地方港湾審議会を開催いたします。会長が選任されるまで、事務局において会議の進行をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

はじめに、佐伯富山県土木部次長よりご挨拶を申し上げます。

挨拶
(土木部次長)

土木部次長の佐伯でございます。

本日、第26回富山県地方港湾審議会を開催しましたところ、皆様方には大変ご多用のところ、また、足元も何かと悪いところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から、本県の港湾行政の推進に何かとご理解ご協力をいただいているところであり、改めまして厚くお礼申し上げます。

さて、本県の港湾には、昨年、港湾法の改正により特定重要港湾から国際拠点港湾となりました伏木富山港、これには伏木地区、新湊地区、富山地区に分かれるわけですが、これと地方港湾としての魚津港がございます。

これらの港湾につきましては、国土交通省はもとよりですが、地元市、関係機関、関係団体の皆様のご協力をいただきながら、例えば、伏木地区では伏木外港、新湊地区では多目的国際ターミナルあるいは新湊大橋、富山地区では富岩運河、魚津港の泊地や緑地といった港湾施設の整備を進め、あわせて港湾における環境整備とか賑わいの創出とか、こういった港湾の諸機能の拡充を図ってきているところです。

また、皆様ご存知だと思いますが、伏木富山港は、昨年の11月に、国土交通省が募集しておりました「日本海側拠点港」の3項目、具体的には「国際海上コンテナ」、「国際フェリー・国際RORO船」、それから「外航クルーズ」の3項目で選定されたところでございます。さらには当初の国の募集項目にはなかった「総合的拠点港」というものに、これは日本海側の港湾を牽引するものだという説明を受けておりますが、その総合的拠点港の一つに博多・北九州・下関・新潟とともに、5港の一つとして位置付けられたところでございます。

このことは、これまでの実績やポテンシャル、色々な取組みが評価されたものと考えておりますが、今後、伏木富山港が名実ともに「環日本海のゲートウェイ」として、更に発展していくためには、今後ともハード・ソフトの両目にわたる一層の取組みが必要と考えているところでございます。

本日審議いただく港湾計画の変更は、「軽易な変更」というものと「一部変更」というものがございます。その言葉の意味は、後ほどご説明いたしますが、いずれも東日本大震災の発生とか伏木富山港を取り巻く諸情勢の変化を踏まえたものでございまして、大規模地震対策施設や富岩運河等の変更に関するものです。

委員の皆様におかれましては、それぞれの専門的・技術的見地を踏まえまして、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

本日は、よろしくお願いいたします。

配付資料確認
(司会)

続きまして、本日の配付資料のご確認をさせていただきたいと思っております。お手元の配付資料でございます。すべてお揃いか、ご確認願いたいと思

ます。

審議会次第、委員名簿、座席表、それから資料につきましては、資料1から資料7までと、パンフレット等でございます。

不足したものがございましたら、事務局までお知らせ下さい。

委員紹介
(司会)

続きまして、本日も出席の皆様をご紹介申し上げます。

本来であれば、委員の皆様お一人ずつご紹介申し上げるべきところですが、時間の関係もございますので、大変失礼ではございますが、お手元の委員名簿と配席図をご覧くださいということで、ご紹介に代えさせていただきますと存じます。

会長選出
(司会)

なお、本会の委員につきましては、平成23年4月に知事から委嘱したところでございますが、委嘱後、今回がはじめての審議会でございますので、「富山県地方港湾審議会条例」第5条の規定により、本審議会の会長の選出を行いたいと存じます。

条例では、「会長は、委員が互選する」となっておりますが、どなたか会長の選出につきまして、ご提案はございませんでしょうか。

会長選出提案
(雨宮委員)

ご提案いたします。

前回に引き続き、三橋郁雄委員にお願いしたらどうかと提案します。

環日本海経済研究所の研究者であり、港湾行政にも長く携わってきたということ、また、なんといっても、現在、実践的な活動をしていらっしゃるのので、三橋委員を推薦したいと思っております。

会長選出提案
確認 (司会)

だいたい、会長に三橋委員をというご提案がありましたが、皆様いかがでしょうか。

(委員一同)

(異議なしの声)

(司会)

特に異議がないようでございますので、それでは三橋委員に会長をお願いしたいと存じます。

なお、会議の議長は会長が務めることとなっております。

三橋会長、議長席の方へよろしくお願いいたします。

——— (三橋会長 議長席へ移動) ———

会長挨拶
(会長)

三橋でございます。一言ご挨拶を申し上げます。

当審議会は、申すまでもなく、先般、日本海側拠点港として選定された伏木富山港の港湾計画に関する重要な事項、調査を審議するという、大変重要な使命を担っております。

本日は、今ほどのご挨拶にもありましたとおり、伏木富山港の「軽易な変更」及び「一部変更」につきまして、ご審議いただくこととなっております。

委員の皆様方もご承知のとおり、この港、伏木富山港は、富山県の産業、経済並びに県民の生活に非常に大きな影響を及ぼす機能を有しております。皆様のご意見をいただきながら、審議を進めてまいりたいと考えております。

	<p>どうかこの審議会が円滑に運営できますよう、皆様方のご協力をお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。</p>
定足数確認 (会長)	<p>それでは、これから議事に入りますが、その前に本日の委員の出席数が定足数に達しているかどうか、お伺いしたいと思います。事務局からお願いいたします。</p>
(司会)	<p>ご報告いたします。本日は、19名の委員の皆さまにご出席をいただいております。全委員数22名の過半数以上であり、条例第6条に定める定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p>
議事録署名委員指名 (会長)	<p>ただいまの事務局からご報告のように定足数に達しておりますので、この会議は成立しております。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員でございますが、はなはだ恐縮ではございますけれども、私の方からお願いいたしたいと存じます。</p> <p>それでは、ご面倒ではございますが、石黒委員、それから尾久委員のおふた方をお願いいたしたいと思っております。いかがでしょうか。</p>
(一同)	<p>(異議なし)</p>
議題提示 「軽易な変更」 (会長)	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまから議事に入りたいと思っております。</p> <p>本日の議案であります、伏木富山港港湾計画の「軽易な変更」及び「一部変更」につきまして、知事から諮問がまいっております。</p> <p>この諮問書につきまして、事務局より朗読するようお願いいたします。</p>
諮問読み上げ (事務局)	<p>それでは、お手元の「資料ナンバー1」をご覧ください。一枚資料で両面コピーのもので、表面が軽易な変更にかかるもので、裏面が一部変更にかかるものでございます。表面から朗読致します。</p> <p>港第6号 平成24年1月26日 富山県地方港湾審議会 会長 殿 伏木富山港港湾管理者 富山県知事 石井 隆一 伏木富山港港湾計画の軽易な変更について (諮問) 伏木富山港港湾計画の軽易な変更について、港湾法第3条の3第3項の規定により貴審議会の意見を求めます。</p> <p>つづきまして、一部変更についてです。資料1の裏面をご覧ください。</p> <p>港第7号 平成24年1月26日 富山県地方港湾審議会 会長 殿 伏木富山港港湾管理者 富山県知事 石井 隆一 伏木富山港港湾計画の一部変更について (諮問) 伏木富山港港湾計画の一部変更について、港湾法第3条の3第3項の規定により貴審議会の意見を求めます。</p>

以上でございます。

内容説明請求
(会長)

ありがとうございました。

ただいま朗読いただいた諮問のとおり、本日の議題は伏木富山港湾計画の「軽易な変更」と「一部変更」の2つです。

まず、伏木富山港港湾計画の「軽易な変更について」ご審議いただき、その後「一部変更について」ご審議いただきたいと思います。

それでは、「伏木富山港港湾計画の軽易な変更」についての説明を事務局からお願いします。

内容説明
(事務局)

港湾課長の犬野でございます。失礼ではございますが、着席したままの説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

まず、計画の変更内容を説明させていただきます前に、今回の審議事項であります「一部変更」と「軽易な変更」の違いについてご説明いたします。

「一部変更」は、水深12m以上の岸壁や土地利用の変更規模が20ha以上である場合、主要航路などの一定規模以上の港湾施設の変更が対象となっているものでございます。「軽易な変更」は、「一部変更」より規模の小さな変更が対象となっているものでございます。

それぞれの変更によって、手続きが異なっておりまして、今回の「軽易な変更」については、地方港湾審議会でご了承を得られれば、港湾計画が変更されたこととなり、その後、計画書を国土交通大臣に送付することとなります。また、「一部変更」については、今回の地方港湾審議会後に国の交通政策審議会で審議され、その結果が国から港湾管理者に通知され、それをもって港湾計画の変更となるものでございます。

それでは、今回の変更点についてご説明いたします。

案件については、大きく4点でございます。

富山地区における「軽易な変更」案件と、伏木地区における「一部変更」案件でございます。

富山地区の「軽易な変更」案件については、1つ目が、富岩運河関係の案件で、利用船舶の現状にあわせて変更するものでございます。

2つ目が、富山地区における耐震強化岸壁の追加についての案件で、昨年の東日本大震災を受けての変更でございます。

3つ目が、港湾の効率的な運営に関する事項で、昨年の法改正にあわせて追記するものでございます。

次に一部変更の案件についてです。

これは、伏木地区における耐震強化岸壁の変更についての案件で、昨年の東日本大震災を受けての変更でございます。

それでは、まず、軽易な変更についての具体的な説明に移らせていただきます。

まず、旅客船埠頭計画についてです。計画書の2ページをご覧ください。

これまでの計画では、富岩運河には、A～Eの埠頭が計画されておりましたが、今回新たにGとして中島閘門上流に旅客船埠頭を追加するものでございます。

また、対象船舶を見直しまして、1バースあたりの延長と水深も変更した

いと思っています。これは、現在運航している遊覧船が、総トン数5トン級の船であり、今後もそれ以上の船舶の航行見込みがないことから、今回、海と直接接続していない中島閘門上流において、旅客船埠頭を対象船舶に見合う延長と水深に変更するものでございます。なお、水深及び計画延長につきましては、余裕を考慮するとともに数値を切り上げて、1バースあたりの計画延長を20m、計画水深を1.5mとしたいと考えております。

続きまして、水域施設計画でございます。

今ほどご説明しましたとおり、利用船舶の現状にあわせて、中島閘門上流部の泊地の水深を1.5mに変更するものでございます。

続きまして、港湾環境整備施設計画でございます。計画書の3ページをご覧ください。

中島閘門上流において、旅客船埠頭が追加されることに伴って緑地が減少し、環水公園側で旅客船埠頭計画の規模縮小に伴い緑地が増加するものでございます。これによりまして、それぞれ増減が0.1haとなっており、合計面積は従来どおりの16.5haで変更はございません。

続きまして、大規模地震対策施設計画でございます。計画書の4ページをご覧ください。

伏木富山港の既定計画においては、3地区それぞれに耐震強化岸壁が1バース計画されており、新湊地区のみ供用が開始されています。

今回の変更は、去年の東日本大震災を踏まえ、富山地区において、既定計画に加え、既存岸壁を新たに耐震強化岸壁として位置づけるものでございます。

続きまして、土地造成及び土地利用計画についてでございます。計画書の5ページをご覧ください。

先ほど、港湾環境整備施設計画でご説明いたしましたように、緑地と埠頭用地について、土地利用計画を変更するものでございますが、先ほどと同様に面積の変更はございません。

富山地区全体の埠頭用地が31haで、緑地が43haとなっております。このため、5ページの数字は結果として同じものとなっております、変更はございません。

続きまして、港湾の効率的な運営でございます。

計画書では6ページでございます。

昨年23年3月31日に「港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、平成23年9月15日以降に港湾計画を変更する際には、「港湾の効率的な運営に関する事項」を港湾計画に記載することになりました。

このため、今回、これを追記するものでございます。具体的には、新湊地区の多目的国際ターミナルでは、今年4月から指定管理者制度を導入して、民の視点による港湾運営を進めたいと考えております。

最後に、この計画変更につきまして関係機関との調整結果をご説明させていただきます。資料のとおり、どの関係機関からも今回の計画変更については「意見なし」と文書で回答をもらっておりまして、また、その他の意見については、事業実施の際、関係機関などと十分協議しながら対応してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

審議開始 (会長)	<p>ありがとうございました。 では、ただいま説明のありました伏木富山港港湾計画の「軽易な変更」につきまして、審議いたしたいと思います。 ご質問のある方、どうぞ。</p>
質問	(特に質問なし)
議案採決 (会長)	<p>ご意見はどうでしょうか。 それでは、ご意見もないようでございますので、伏木富山港港湾計画の「軽易な変更」について、本審議会としての意見をまとめたいと思います。 本審議会の答申としましては、この伏木富山港港湾計画の「軽易な変更」を「適当と認める」こととしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。</p>
(一同)	(異議なし)
(会長)	<p>ありがとうございました。 ご異議がないようでございますので、本審議会は知事から諮問のありました伏木富山港港湾計画の「軽易な変更」については、「適当と認める」ということに決定いたします。</p>
内容説明 (事務局)	<p>つづきまして、伏木富山港港湾計画の「一部変更」について、ご審議いただきしたいと思います。 それでは、伏木富山港港湾計画の「一部変更」についての説明を事務局からお願いします。</p> <p>それでは、一部変更についてご説明いたします。 計画書の2ページをご覧ください。 これについては、大規模地震対策施設計画です。 昨年の東日本大震災を踏まえ、既定計画の内港右岸、水深—7.5mの岸壁から既存の万葉3号、水深—14mの岸壁を、耐震強化岸壁に変更するものでございます。 これにつきまして関係機関との調整結果を説明いたします。 資料のとおり、どの関係機関からも今回の計画変更については「意見なし」と文書で回答をもらっており、また、その他の意見については、事業実施の際、関係機関などと十分協議しながら対応してまいりたいと考えております。 以上で説明を終わります。</p>
審議開始 (会長)	<p>どうもありがとうございました。 では、ただいま説明のありました伏木富山港港湾計画の「一部変更」につきまして、審議いたしたいと思います。 ご質問のある方、どうぞ。</p>
質問	(特に質問なし)

議案採決

(会長)

ご意見はどうでしょうか。
それでは、ご意見もないようでございますので、伏木富山港港湾計画の「一部変更」について、本審議会としての意見をまとめたいと思います。本審議会の答申としましては、この伏木富山港港湾計画の「一部変更」を「適当と認める」こととしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(一同)

(異議なし)

(会長)

ありがとうございました。
ご異議がないようでございますので、本審議会は知事から諮問のありました伏木富山港港湾計画の「一部変更」については、「適当と認める」ということに決定いたします。

審議終了

閉会 (会長)

なお、本審議会閉会后に、私の方から答申書をお渡ししたいと思います。
それでは、今後ともより良い港づくりに努めていただきたいということをお願い申し上げまして、本審議회를閉会とさせていただきます。

それでは、事務局にお返しします。

(司会)

ありがとうございました。
富山県地方港湾審議会はこれで終了させていただきます。